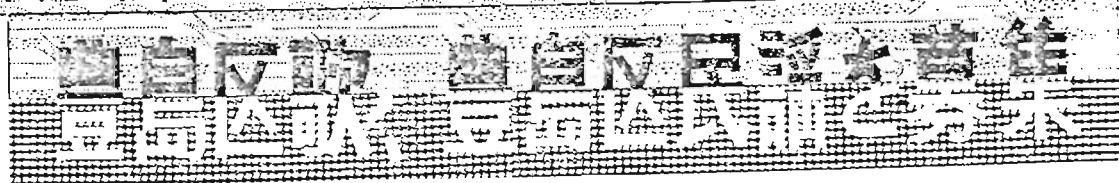


豊島区広報

発行所
豊島区役所
電話(971) (代)1101
(代)1166
昭和36年5月20日発行

新庁舎建設を記念し



応募期間 昭和36年5月15日(月)から
同 年6月10日(土)まで

(当日消印のあるのは有効)

発表 昭和36年6月30日(金)

区広報紙上に発表

(入選者は直接本人あてに通知)

本区では、総合庁舎建設を記念し、副都心区としての
栄位と発展を永久にたためるため広く愛され親しまれる
「豊島区歌」と「豊島区民謡」の歌詞を公募しております。
から募集しております。

豊島区歌

【内容】

豊島区歌として、文教、産業、交通、商
光の地と発展しつつあることを表すもの
健康なものである。

【入選】

入賞 一篇 賞金三〇〇〇円
佳作 三篇 記念品贈呈

【規定】

- ① 本人の創作で未発表のものに限る。
 - ② 歌詞は三行あるいは五行を一節とし、
五音程度とする。
 - ③ 入選作品の著作権は本区に帰属する。
なお、本区において歌詞を補訂する場
合がある。
 - ④ 応募作品は一切返却しない。
 - ⑤ 作品は必ず青、黒色のインキ又は墨筆
によること。
 - ⑥ 審査の結果入賞作品がない場合には佳
作に賞金を均分贈呈する。
 - ⑦ 入選作品がない場合は本区において適
当な作家に委嘱する。
 - ⑧ 審査員は応募の資格を有しない。
 - ⑨ 一人何篇応募するも差支えない。
- 【応募先】
豊島区役所「豊島区歌」応募係
封筒に「豊島区歌」と朱記のこと。

豊島区民謡

【内容】

豊島区の中核ある特異性を生かし、将来の
発展を期し、平易で明るく健康的で、老若
男女区民が気軽に唄えるもの。

【入選】

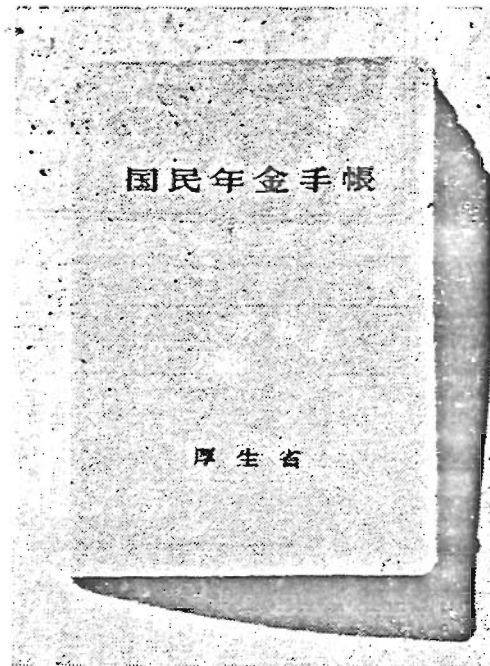
入賞 一篇 賞金二〇〇〇円
佳作 三篇 記念品贈呈

【規定】

- ① 本人の創作で未発表のものに限る。
 - ② 入選作品の著作権は本区に帰属する。
なお、本区において歌詞を補訂する場
合がある。
 - ③ 応募作品は一切返却しない。
 - ④ 作品は必ず青、黒色のインキ又は墨筆
によること。
 - ⑤ 審査の結果入賞作品がない場合には佳
作に賞金を均分贈呈する。
 - ⑥ 入選作品がない場合は本区において適
当な作家に委嘱する。
 - ⑦ 審査員は応募の資格を有しない。
 - ⑧ 一人何篇応募するも差支えない。
- 【応募先】
豊島区役所「豊島区民謡」応募係
封筒に「豊島区民謡」と朱記のこと。

審査員

- 区理事者
- 議会関係者
- 学校音楽担当者
- 区内文化人



保 険 料 の 納 期 限

4. 5. 6 月分	7 月31日
7. 8. 9 月分	10月31日
10. 11. 12月分	翌年 1月31日
1. 2. 3 月分	4 月30日

毎月納めることもできます。

区役所国民年金課に申出て
ください。
保険料が納められないと
きは、次の二つの保険料
免除の方法があります。
(1)法定免除、国民年金の障
害年金(障害福祉年金を含
む)または、母子福祉年金
を受けているとき、生活保
護法の生活扶助を受けてい
るときなどの場合には、す
でに納付し、または前納し

国民年金手帳と 保険料について

国民年金手帳がお手もと
に届くのは五月下旬の予定
です。この国民年金手帳は
保険料を納付したり、納付
状況に関する記載を受けた
りするときに必要な手帳で
すから大切に保管してくだ
さい。

法律で国民年金に入るよ
うに定められている方で、
まだ加入届を出されていない
方は、いますぐ区役所国
民年金課または各区役所出
張所で加入の手続きをして
ください。

保険料の納付方法

保険料額 満二十才から
満三十四才までは月額百円
満三十五才以後は月額百五

納付方法

保険料は国が発行する国
民年金印紙で納めます。国
民年金手帳の所定欄にご自
分の年令に応じた額の国民
年金印紙を貼って区の検認
をうける方法が原則です。

もっと便利な方法を考えて
いますが、当分の間は区役
所国民年金課、各区役所出
張所の窓口で年金手帳を示
して、年金印紙を買って
いただき、区の検認をうける
方法で行ないます。

また現金によって、保険
料を前払することもでき
ます。十年以内の期間を
〃年単位〃つまり一年分、
五年分というように納める
か、または六十才までの全
期間をまとめて納めるかの
どちらかです。いずれの場
合にも割り引きされて有利
です。前払いしても、被保
険者が死亡したとか、途中
で他の公的年金制度に移っ
たときは、残りの保険料は
お返しします。保険料をま
とめて前払するときは、

た保険料を除き免除の取扱
いが受けられます。
(2)申請免除 所得がないこ
き、被保険者またはその世
帯員が生活保護法の生
活扶助以外の扶助を受けて
いるとき、地方税法に定め
る障害者、寡婦であつて年
間所得が十三万円以下であ
るとき、その作保護法を納
めることが著しく困難であ
ると認められるとき、被保
険者から免除の申請があれ
ば保険料免除の手続きをいた
しますから国民年金課に申

出てください。この免除の
取扱いもつけず、保険料を
納めないで、将来未払分の
年金はもちろんで、福祉年金
も受けられなくなりすか
ら、特にご注意ください。
住所氏名の変更等の届出
について
住所が変わったときは、
新住所の市区町村役場に
二十日以内に国民年金手帳
をさして届け出てください。

婚姻その他の事情により
氏名を変更したとき、就職
等の理由で被保険者の資格
を失ったときには二十日以
内に、被保険者が死亡した
ときには死亡の届出義務者
が死亡の日から十四日以内
に国民年金手帳をさして区
役所国民年金課または区
役所出張所に届け出下さ
い。

福祉年金(老令・母子
・障害)を受けている方
は、左記により福祉年金
所得状況届の届出をして
下さい。

この届は、本人
やその配偶者、扶
養親等(養育者)に昨年
ご所得が
たかを届け出てい
ただくもので、毎
年所得の有無にか
かわらず提出して
下さい。
この届は出し
ないと、福祉年金
がもらえなくなり
ます。
ただし、前年の年金額
が変更されたとき
は、前年同様
に届出してください。
届出用紙は年金係
に備えてあります
(註)今年にな
らば、前年の年金額
入した方は、前に住んで
いた市区町村長の「所得
額及び課税標準額の証明
書」が必要です。

福祉年金所得届は 毎年6月30日まで

国民年金課福祉
年金係
▽届出方法
五月期の年金を
郵便局で受領の上
国民年金証書、印
鑑を持参し届出
をして下さい。尚
届出用紙は年金係
に備えてあります
(註)今年にな
らば、前年の年金額
入した方は、前に住んで
いた市区町村長の「所得
額及び課税標準額の証明
書」が必要です。

成人職業学校

6月12日～7月28日

テレビ・ステレオ科など新設

練習所 2カ所	町名 小学校	豊島 授産場	谷司 小学校	西中 中学校	鴨 中学校	教場
自動車 運転科	洋裁 記裁 科	補修 改装 製本 科	機械 編物 写真 技術 ステレオ 技術科	機織 印刷 科	洋裁 技術 科	科目
昼間 随時	火・木・土	月	水	金		講義日
50	50 50 50	25	50 50 30	50 50 50		定員
東京都公安委員会指定 池袋自動車練習所 豊島自動車練習所	武蔵野ドレスメーカー女子学院 都立第四商業高等学校教諭 池袋自動車練習所 鈴木 良平 根津 良平他	元豊島区図書館製本技師 松倉 淑人	電波学園教務理事 東京テレビ技術専門学校教授 長谷川功一 車田 敏行	アルス高等専門学校講師 日本大学写真科講師 弓削 重久	スガヤ服装学院長 武蔵野クッキングスクール 日本孔版文化の会同人 丸山 耀子 稲永 孝憲	講師

就職に、または家事や事務能力の向上に大変好評をいただいている成人職業学校が、今年もまた六月十二日から開校します。

今年、テレビステレオ技術科、自動車科（構造と法規）補修改装製本科を新設し、内容の充実を図っております。

教場は学校など六カ所です。時間は自動車運転科のほか夜六時半から八時半までです。お勤めの帰りに、または家事のかたわらに、お気がるにご利用下さい。

▽受付期間
六月五日～六月十日
（自動車運転科は七日まで。）

▽開校式
六月十二日

▽開講期間
六月十三日～七月二十八日

▽授業時間
一科目四十時間。一日二時間。
午後六時半から八時半まで（自動車運転科は昼間随時）

▽入学資格
区内に居住する男女（義務教育未修了者および上級学校在学中の者は除く。）

ただし、区内に勤務する者は区民に準ずる。

▽入学手続
申込書に所要事項を記入して、民生課厚生係に提出して下さい。

▽授業料
無料（テキスト等の費は各自負担）

ただし自動車運転科は全費用のうち区が四三円を負担、修了後は実地試験が免除されます。

生業資金貸付のお知らせ

- 一、借受人資格
生活にお困りの人で次の要件をそなえた方に限りま
 - 二、借入期間
一年以上引き続いて居住し、主としてこの区に生業を営んでおられる人
 - 三、返済計画
具体的な返済計画を立て、事業が開始出来ること又は現に事業を営んでいること。
 - 四、住民税
住民税を完納していること、但し法令により課税されなかつた者はこの限りではありません。
 - 五、保証人
① 誰一人保証人が二人あること。
 - ② 都及び区から資金の貸付を受けたものはその元利金を返済していること。
 - 六、貸付金の限度及貸付期間
一世帯五万円まで、貸付期間は三ヶ年以内（但し六カ月ずつえ置き期間を含む）
 - 七、利率及返済方法
日歩一銭（すえ置期間無利子）月賦返済
 - 八、保証人
① 豊島区内に引き続き一年以上居住し、一定の職業を有し独立の生計を営んでいる世帯主であること
 - ② 保証能力が充分と認められる方で住民税を完納していること。
 - ③ この資金貸付について他に保証していないこと。
 - 九、申込期間
五月十七日から五月三十一日まで。
 - 十、貸付の決定
調査を行ない審査委員会に諮って決定いたします。
 - 十一、申込用紙
民生課で差上げます。
 - 十二、申込場所
豊島区役所民生課厚生係
- お問い合わせは民生課へ
電話 〇一〇一一五番 内線一四番 直通 〇八〇八一番

汲取料金は……

汲取券で支払いましょう

汲取料金を支払うのに汲取券という便利な制度があるのをご存じでしょうか。

汲取券はタル数で支払うようになつておりますので、釣り銭でまどるようなことがなく、そのうえ、汲取券をご使用になりますと、一タルにつき十五円が十四円に割引になります。

は五タルの組み合わせになつておりますが、有期限ではなく、いつまでもご使用になれます。

現在、区内では次の五十カ所の取扱所で汲取券を販売しており、また区役所出張所の窓口でも取り扱っております。ご利用下さい。

汲取券は、十タルあるい

豊島区清掃事業協力会

【取扱所一覽】

西果鴨	二の二五七三	三河屋酒店	塩谷 金作	千早町	二の二二	住	泉 友子
池袋	一の五四五	袖屋酒店	真田 正一	長崎	四の四一七	越後屋酒店	星野 信吉
〃	二の九八六	足立屋酒店	矢部 不二博	〃	四の三一	升本屋酒店	久々字浅五郎
〃	三の二三三二	酒類商	鈴木 朋一	〃	六の七一七	カテイ堂薬局	元谷 宇吉
〃	七の二〇四九	上河屋酒店	小島 信男	要町	一の三	住	清水 謙吉
雑司ヶ谷一の	七	和泉屋酒店	橋爪 竹松	〃	一の二	松下酒店	松下与三次
〃	三の二一八三	安井煙草店	安井 千代	〃	一の二	田島屋酒店	大畑 竹二
〃	六の二一五八	千葉屋酒店	岡村 竹松	〃	一の二	森内 義輔	森内 義輔
高田南町三の	七五五	親切堂薬局	高橋 不二雄	〃	一の二	豊住屋酒店	根本 頼徳
千早町一の	二四	酒類商	高山 繁	〃	一の二	小林酒店	小林 玉蔵
〃	二〇	〃	田島 幸次	高松	二の二	三五酒店	三五 仁洋
〃	三四	〃	田島 三郎	〃	二の二	食量販賣所	新日 幸保
長崎一の	一六	煙草商	荒井 金彦	〃	二の二	納	新日 幸保
〃	三三	〃	田島 三郎	〃	二の二	住	安田 久太郎
〃	四九	〃	佐藤 あく里	千川	二の二	煙草商	山崎 けん
〃	二	文房具商	金木 辰太郎	〃	二の二	〃	原田 純

区立 豊島図書館

図書案内

(四月新着分)

- ① 硝子の広場 草野和子
- ② ドブネズミ漂流記 きた・みのる
- ③ 芝刈川 三浦哲郎
- ④ ぼんぼり 森繁久弥
- ⑤ 私には二才 松田道雄
- ⑥ こしかたの記 鶴木清方
- ⑦ 釣の四季 小早川遊筆編
- ⑧ ヨガの心身強健法 S・エスディヤン他
- ⑨ 身の上相談と共に十年 井上愛子
- ⑩ 新聞広告 岡本敏雄
- ⑪ 古墳時代の研究 他に一五五冊が購入されました。
- ⑫ 小学校経営手帳 教育技術研究所編
- ⑬ 憲法を生かすもの 憲法問題研究会編
- ⑭ 戦後における社会保障の展開 大内兵衛他
- ⑮ 地方財政の状況 自治省編
- ⑯ 教育と教育政策 宗像誠也
- ⑰ 科学革命 日本科学史学会編
- ⑱ 持許のとり方 大仲康義
- ⑲ 団結する権利(教職期労働法の焦点) 沼田福次郎
- ⑳ 日本人の栄養所要量 厚生省編

犬税について

犬税は毎年四月一日現在で犬を飼っている人に対して賦課されます。

税額は一頭につき年額三百円です。

(犬を登録する際の登録手数料とは別です)

徴税令書は毎年五月中旬にお手もとに届きますから五月三十一日までに納め下さい。

犬が死亡、譲渡、行方不明等でない限り、た場合は、すぐに区役所民生課、またはもよりの出張所に廃犬届を提出して下さい。

右の届け出をしませんと翌年犬税が賦課されます。

犬税についてのお問い合わせは、区役所税務課 電話 011-1101(代) にどうぞ。